

大分県報

令和八年
第六八三号
二月二十四日

（火曜日）

目次

告示

- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の再開……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の休止……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の名称変更……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の所在地変更……………二
- 青少年に有害な興行の指定……………二
- 青少年に有害な図書等の指定……………三
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………三
- 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………五
- 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………六

告示

大分県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和八年二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
おたべ歯科医院	山田 裕也	別府市荘園町八組の一	令七・八・三一

大信薬局長湯店	株式会社グッドフェローズ	竹田市直入町大字長湯七九八二番地九	令七・一二・三一
ゆうき皮膚科クリニック	奥津 悠輝	白杵市大字市浜七四三一九	令七・一二・三一
伊東歯科医院	伊東 右人	中津市本耶馬溪町樋田一六五の一	令七・一二・三一
株式会社アルファ薬局	株式会社アルファ薬局	別府市石垣西七丁目八番一五号	令八・一・一
渡町台外科病院	吉川 健一郎	佐伯市長島町三丁目一三一―二	令七・一一・二〇
ざいぜん歯科	財前 裕優	国東市国東町小原二七六九	令七・一〇・三一
石井歯科医院	石井 公平	日田市日ノ出町五九―一三	令七・一〇・二〇
スワロー薬局	株式会社キッセイ	別府市石垣東一〇丁目四番二三号	令七・八・三一
なつめ薬局	有限会社直方メデイカルサービス	津久見市徳浦本町七番六号	令七・九・一五
江良歯科医院	江良 秀典	白杵市大字野田字平の下二二二	令七・八・二〇
野津第一内科医院	医療法人野津第一内科医院	白杵市野津町大字野津市五一〇番地	令七・八・三一
有限会社くらうん薬局	有限会社くらうん薬局	別府市駅前町一―番一七号	令七・八・三一

令和八年二月二十四日

大分県報（告示）

大分県告示第八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から再開の届出があった。

令和八年二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	再開年月日
くまのみどう小児科	医療法人くまのみどう小児科	宇佐市大字四日市一〇番地の一	令七・九・二〇

大分県告示第八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

令和八年二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
くまのみどう小児科	医療法人くまのみどう小児科	宇佐市大字四日市一〇番地の一	令七・三・二四

大分県告示第八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があった。

令和八年二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
恵の聖母の家	医療療育センター恵の聖母の家	臼杵市野津町大字都原字下丸尾三六〇一―二	令八・一・一

大分県告示第八十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があった。

令和八年二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
ナーシングステーションI.C	豊後大野市三重町赤嶺一―八三―一四ひまわり荘一〇二	豊後大野市三重町芦刈一四六四	令七・八・一

大分県告示第八十八号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和八年二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名	指定理由
令八・二・九	映画	人妻出会い系サイトの性癖	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺

種	処	能	構	主	工	工	使	使	一	使	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚	汚	4 汚水等の処理の方法		
																						り	大	
類	式	力	造	法	日	日	日	間	間	間	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	mg/L	CFU/mL	
浄化槽設備	接触ろ床方式	一二人槽	FRP製	二二・一五m×八・五m×四・四七m	許可後	令九・四・三〇	令九・五・一	連続	二四時間	なし	通常の値	通常の値	最大の値	最大の値	八〇〇以下	四・五	八〇〇以下	四・五	八〇〇以下	四・五	八〇〇以下	四・五	八〇〇以下	四・五
排水口名	排水口No.1	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値	八〇〇以下	四・五	八〇〇以下	四・五	八〇〇以下	四・五	八〇〇以下	四・五	八〇〇以下	四・五	
<p>5 排水の量及び汚染状態の値</p> <p>一日当たりの排出水量</p> <p>項目</p> <p>水素イオン濃度</p> <p>生物化学的酸素要求量</p> <p>化学的酸素要求量</p> <p>浮遊物質</p> <p>窒素含有量</p> <p>りん含有量</p> <p>大腸菌数</p> <p>単位</p> <p>mg/L</p> <p>mg/L</p> <p>mg/L</p> <p>mg/L</p> <p>mg/L</p> <p>CFU/mL</p> <p>八〇〇以下</p> <p>四・五</p> <p>八〇〇以下</p> <p>四・五</p> <p>八〇〇以下</p> <p>四・五</p> <p>八〇〇以下</p> <p>四・五</p>																								
<p>2 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間</p> <p>令和八年二月二十四日から同年三月十七日まで</p> <p>縦覧場所</p> <p>大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所</p> <p>大分県告示第九十一号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、県営土地改良事業施行申請人代表神志那幸雄からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内</p> <p>に知事に対し審査請求をすることができる。</p>																								

令和八年二月二十四日

大分県報（告示）

令和八年二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営防災重点農用ため池等整備事業

黒岩地区

令八・二・二四から
令八・三・一六まで

豊後大野市役所

大分県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和八年二月二十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営地域ため池総合整備事業

竹田南部地区
(小野池)

令八・二・二四から
令八・三・一六まで

竹田市役所